議案第17号

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

日野町長 坋 田 淳 一

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

学校教育法の一部を改正する法律(平成29年第41号)により平成31年4月から専門職大学制度が創設されるため、条例の改正が必要となった。

2 改正内容

学校教育法の一部を改正する法律(平成29年第41号)により平成31年4月から専門職大学制度が創設されることにより、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱うこととなったことによる改正(第9条)

3 附則

平成31年4月1日から施行する。

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日野町条例第27号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------|---|
| (職員) | (職員) |
| 第9条略 | 第9条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都 | 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都 |
| 道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 | 道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 |
| (1) ~ (4) 略 | (1) ~ (4) 略 |
| (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号) | (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号) |
| による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、 | による大学を含む。) において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、 |
| 芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修 | 芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修 |
| めて卒業した者 (当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専 | めて卒業した者 |
| 門職大学の前期課程を修了した者を含む。) | |
| (6) ~ (10) 略 | (6) ~ (10) 略 |
| 4及び5 略 | 4及び5 略 |

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。